

特殊詐欺にご用心

ますます詐欺が巧妙になり、劇場型詐欺が増加しています。今回、県内で起こった特殊詐欺の事例を紹介。ひとりで悩まず、まず相談を。

【詐欺集団グループの県内事例】



【注意喚起と対策】

- ▼偽りの通帳の件で、日本銀行の行員が直接電話をするのは絶対ありません。
- ▼この警察署の担当者が電話してきたのか必ず尋ね、折り返し最寄りの警察署へ確認の電話をしてください。
- ▼お金を渡す前にまず、怪しいと思ったらすぐに警察が最寄りの消費生活相談窓口へ連絡をついでください。

◆問い合わせ窓口 住民課生活環境交通担当 消費生活相談窓口 ☎0748-52-2500

八日市布引ライフ組合立布引斎苑からのお知らせです

◎布引斎苑の使用料が平成30年12月6日から変わります！

区分	管内居住者	管外居住者で管理者が認めた者
大人(13歳以上)	20,000円	80,000円
小人(13歳未満)	10,000円	40,000円
死産児	5,000円	20,000円
産汚物及び人体の一部	5,000円	20,000円
改葬	20,000円	80,000円

◎当施設の火葬時間帯は12月6日から次の10区分に変わります！

9:40/10:00/11:40/12:00/12:20
12:40/14:00/14:20/14:40/15:00

◎布引斎苑は、平成30年12月6日から新火葬炉で業務開始となります。

◎詳細については八日市布引ライフ組合ホームページでご覧いただけます。



◆問い合わせ先
八日市布引ライフ組合立 布引斎苑
☎0748-23-4922

滋賀県交通安全スローガン募集

滋賀県および滋賀県交通安全対策協議会では、県民の交通安全意識を高めるため、平成31年度使用のスローガンを募集します。

②【自転車条例部門】

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を広く訴えるもの。

●応募期間 9月1日(土)から10月31日(水)まで

●応募資格 滋賀県に在住もしくは勤務・通学している方

●募集テーマ

①【交通安全部門】

県民みんなで交通安全をすすめる雰囲気があふれる、滋賀県らしい特徴のあるもの。

●選考等 スローガンの審査は滋賀県交通安全対策協議会で行ない、入賞作品は平成31年度に展開する交通安全県民総ぐるみ運動の行事などに広く使用します。

●応募方法 応募部門、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号(学生の場合は、学校名・学年)を記入の上、はがき、封書、フлакシミリまたはメールで滋賀県交通安全対策協議会事務局まで応募してください。団体応募用紙もあります。

◆問い合わせ先および応募先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県庁交通戦略課内 滋賀県交通安全対策協議会事務局
☎077-528-3682 FAX077-528-4837
Email hc0001@pref.shiga.lg.jp

「住宅・土地統計調査」を実施します 調査へのご協力をお願いします

住宅・土地統計調査は、私たちの住生活に関する最も基本的で重要な統計調査です。

今回の調査では、近年において多様化している住民の居住状況や、高齢社会を支える居住環境、耐震性・防火性・省エネルギー性などの住宅・土地性能を明らかにするとともに、空き家を含めた住生活の実態を明らかにすることをねらいとしています。

調査の結果は、国や県、町の住生活基本計画の策定や耐震改修工事の促進の助成制度など、住生活に関する行政施策のための大切な資料としていかされま

す。日野町では、調査対象として38調査区が指定。9月初旬から統計調査員が調査区の世帯をお訪ねし調査の説明や調査票の配布・回収を行います。ご理解とご協力をよろしく願います。

なお、調査の回答方法は、パソコンもしくはスマートフォンによるインターネット回答か、紙の調査票を調査員に直接手渡し、もしくは郵送での提出によ

り回答できます。

【記入内容は守られます】

調査票に記入していただいた内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用したりすることは、統計法で固く禁じられています。安心してご協力ください。

平成20年、25年住宅・土地統計調査結果の概要

	総住宅数			
	平成20年	平成25年	平成20年～25年の増減	
			増減数	増減率(%)
滋賀県	567,600	602,500	34,900	6.1
日野町	8,420	9,330	910	10.8

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552

「無期転換ルール」 特別相談窓口開設中

無期転換ルール

●平成30年4月から、無期労働契約への申込権が本格的に発生しています。

●「無期転換ルール」とは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

●※通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。

●対象となる労働者

原則として、契約期間に定め

がある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超えるすべての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。また、年齢も問いません。

働く皆さん、事業主の皆さんからの「無期転換ルール」に関するあらゆるご相談をはじめ、「ハラスメント対応特別相談」や「学生アルバイトの労働条件に関する相談」等の窓口も設置していますので、お気軽にご相談ください。

- ◆各種相談窓口のお問い合わせ先
- 「無期転換ルール特別相談窓口」
滋賀労働局 雇用環境・均等室 ☎077-522-6648
- 「ハラスメント対応特別相談窓口」
滋賀労働局 雇用環境・均等室 ☎077-523-1190
- 「学生アルバイトの労働条件に関する相談窓口」
滋賀労働局 東近江総合労働相談コーナー
☎0748-22-0394

その屋外広告物、許可されていますか？

屋外広告物を掲出するには、許可が必要な場合があります。

● 次のいずれかに当てはまる場合は、許可申請が必要です。

- (1) 自家用広告物で10㎡を超える場合。
- (2) 自家用広告物以外の広告物を掲出する場合。
- 次のエリア、建築物および広告物に設置・該当する場合は原則として掲出できません。

(1) 滋賀県屋外広告物条例第5条の規定に基づき指定されたエリア。（都市計画法により定

- められた第一種低層住居専用地域など
- (2) 公共構造物や公的物件等。
- (3) 著しく汚れていたり、破損等していたりする広告物。

広告物の大きさや高さの基準は、道路や鉄道、高速自動車国道等からの距離により定められています。

必要な許可を得ていない場合は条例違反となる場合があります。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

良好な景観形成と公衆への危害防止のためにご協力よろしくお願います。

◆問い合わせ先
建設計画課都市計画担当
☎0748-52-16567

屋外広告物
クリーンキャンペーン 県内
9月1日～10日は屋外広告物適正化週間